

## 韓国券番成立過程の導入期に関する研究

——日本の公娼制度との関係を中心に——

許 媚 姬\*

A Study on the Establishment of Korea Kuonbon :

Mainly on the Relation to State-regulated Prostitution in Japan

HEO Yeonhee

### abstract

The study is on the establishment of Kuonbon in Korea and focused in the period of introduction of Kuonbon which is tightly related to the period that state-regulated prostitution was disseminated to the wide areas in Choseon. The introduction period is assumed from the opening of a port in 1876 to the starting of the Kuonbon Union of Choseon in 1915. The investigation has gone through with the data, such as government publications and papers, written during the introduction period and those data are collection from both in Korea and in Japan.

A large number of "geisha" and "Prostitute" came to Choseon during the war between China and Japan and the war between Russia and Japan. The state-regulated prostitution system also was brought to Japanese settlement in Choseon with them. The same rule and structure as in Japan were imported to the settlement and also applied to Kiseng in Choseon. The state-regulated prostitution system in Choseon was based on that in Japan. One of the rules was that all Kiseng must join to the Union, which led to the starting of Korea Kuonbon.

Key Words : state-regulated prostitution system, Kuonbon, Kiseng, Geisha, prostitute

### I. 序

#### I - 1. 研究目的及び方法

本論文は、韓国券番の成立過程に関する継続研究に位置づくものであり、韓国券番の成立過程の導入期、すなわち日本における公娼制度が朝鮮に移植され、全土に伝播していく時期に着目する研究である。したがって、本研究では、導入期を日朝修好條規により釜山開港となった1876年から妓生組合が成立する1915年までと仮定する。<sup>1</sup>

研究方法は、導入期に記録された第一次資料を韓国・日本において収集し、それらの資料をもとに考察をする。日本の資料収集は、福岡県に現地調査に赴き、当時の新聞資料を検索・収集した。

- ① 政府関係資料（外務署関係史料、警察史料、法令及公報関係史料）

---

キーワード：公娼制度、券番、妓生、芸者、娼妓

\*平成16年度生 比較社会文化学専攻

## 許 韓国券番成立過程の導入期に関する研究

### ② 新聞資料 () 内は検索対象年月と収集記事の件数

韓国：『皇城新報（1902.8 - 1910.4 : 12 件）』

『大韓毎日新報（1907.12 - 1910.10 : 15 件）』、

『毎日新報（1911.5 - 1930.5 : 55 件）』

日本：『福岡日々新聞（1917.4 - 1925.12 : 208 件）』

『門司新聞（1917.4 - 1925.12 : 79 件）』

### ③ 舞踊史、文化史、女性史、花柳史に関する文献資料

### ④ 券番関連舞踊家との面接調査<sup>2</sup> 資料

## I - 2. 先行研究

韓国券番の成立過程に関するこれまでの先行研究は、以下の 3 件が挙げられる。

① 孫禎睦 1988 「日帝下の売春業 - 公娼と私娼」『都市行政研究』ソウル私立大学都市行政研究室、ソウル、pp285-360

② 山下英愛 1992 『韓国近代公娼制度実施に関する研究』梨花女子大学修士論文、ソウル、pp1-74

③ 宋連玉 1997 『日帝植民地化と公娼制導入』ソウル大学修士論文、ソウル、pp1-65

①は、主に植民地支配の歴史の中で、日本の遊郭がどのように朝鮮国内に定着し、またそれが朝鮮の公娼制度の主流になるまでの歴史的追求を行っている。特に、遊郭や日本の娼芸妓、朝鮮娼妓の数、収入、税金、花柳病の検査、遊郭の経営状況などを統計に表し、娼妓全般の事象を明らかにした。

②③は、主に法令や娼妓に関わる規則などの分析により、朝鮮の公娼制度の導入過程を明らかにした。

3 件とも、一次史料を多く用いており、公娼制度研究において先駆的研究結果を導き出していると考えられる。しかし、これらの研究は、公娼制度そのもの、もしくは娼妓を主な対象とした買春問題にとどまっており、妓生の研究にまでは拡大されておらず、券番成立に関してはまったく研究されていない現状にある。

筆者の先行研究、『韓国券番の成立過程（1908-1945）とその妓生養成制度にみる舞踊教育』（許 2003）では、結果として、韓国券番は日本の公娼制度を移植しながら 1913 年に成立し、妓生の斡旋及び会計に関わる事務的役割を主にすると共に、妓生養成や現役妓生の芸の上達のため、教育機関を設け芸能教育に深く関わっていたことが明らかとなった。またさらに、韓国券番は、日本の植民地から解放される 1945 年を基点に徐々に廃止されていったが、舞踊や音楽の教育機能は地方国樂院に吸収され、それらの技芸は、今日の韓国伝統舞踊様式化における礎となる役割を果たした、という結果が導き出された。さらに、韓国券番の成立過程には日本の検番（見番）が深く関わりを持っていたことを新たに発見できた。

これまでの先行研究では、日本の公娼制度が韓国の公娼制度に影響を与えたことは明らかにされているが、韓国券番成立における日本の検番との関係についての研究は全くされていない現状にあり、現在、韓国券番研究の進展は、かなり制約されている。

その主な理由は、生存している券番出身者が少なくなっていること、さらに当時妓生の身分は卑しい身分とされており、そうしたイメージは近年まで続いているため、生存する妓生も自分が妓生であったことを隠す人が多く、妓生に対する質問調査はタブー視されていたことである。そのような状況の中、筆者は、券番関連舞踊家 4 人との面接調査に成功し、史料以外の部分で券番関連事情を補足することができた。

さらに、本論文の意義は、これまでの韓国券番研究では用いられていない日本の第 1 次史料（外務省史料及び門司新聞、福岡日々新聞など）を収集して研究を進めたことがある。

## II. 日本の公娼制度移植の前兆（1876-1907）

日本における検番（見番）は、天正 7 年（1589）京都二条柳町で初めて組織化された花街が形成されたが、都市発達により寛永 17 年（1640）に島原に移転、遊郭が形成された。1617 年には、初めて遊女取締り「元和 5 ケ条」が法文化され、いわゆる島原遊郭は取締りを受け始めた。島原遊郭には、遊郭内で生活ができるように、置屋をはじめ揚屋、茶屋、一般商店が入り、結果として遊女は完全に隔離、監視される存在となった。また、江戸

の吉原を始め全国の多くの遊郭は島原をモデルにし、形成された。「宝暦12年（1762）頃に郭外にも娼家ができる、申しすると芸者誰もが外へも。それより少し後、大黒屋秀民見番を立て芸者踊り子と肩書きし客を取る」（明田鉄男 2000:39-41）ことができた。ここで「見番」が見られるが、郭外で芸者の稼業を公認した遊所は、すべてが元遊郭の「出稼」もしくは「支店」として組織されていたため、それらの見張り役として見番が設置されたのがその始まりであると考えられる。

古くから郭を中心としていた日本の花柳界は、明治維新を迎えた様々な近代的措置を整備し始める。「明治3年（1870）からは、芸娼妓なる者を一定の空間の内部に限定して認め、それを各地方の警察が取り締るという枠組みが成立」（永井良和 2002:33）した。すなわち、従来遊郭や遊外に「出稼」として出ていた遊所は、遊郭が中心となって取り締まっていたが、これを機にすべて警察の下に置く形になったのである。それにつれ、各遊所は各自独立形態に変わると共に、組合の意味の商社を結成する。つまり、遊郭が発行していた遊女・芸者鑑札が、それぞれ商社の名において政府レベルから個人鑑札が下付されたのである。

こうして近代的公娼制度の枠組みの中で一括して取り締まられた日本の芸者及び娼妓らは、国政の動きと共に日本国内のみならずアジア諸国へとその活動の場が広がっていったのである。では朝鮮と日本の関係に絞り、日本の芸者及び娼妓がどのように広まっていったのかを探る。

## II - 1. 朝鮮開港と日本人の渡朝

1876年、日本が強要した〈日朝修好條規<sup>3</sup>〉により、朝鮮は釜山開港を余儀なくされた。開港2年後には「吉原遊郭より、5人の娼妓が朝鮮に渡り、まもなく309余人に及んだ。当時釜山在住の日本人がまだ410人の頃」（鈴木裕子 1994:63）であった。また、「1881年から1882年の間に100名以上の日本の芸・娼妓が釜山に存在した」（宋連玉 1997:7）と言われる。この条約により、朝鮮半島に日本人が現れるようになり、貿易関係者と共に壳春閥連業者も進出するきっかけとなったのである。

1880年から1905年まで日本人居留地での人口（日本外務省 1989: I）の推移をみると、日清戦争（1894-1895）・日露戦争（1904-1905）の時期に人口が飛躍的に増えていたことがわかった（表1参照）。さらに、明治38年末（1905.12）作成された在留邦人職業別戸口調査からは、朝鮮に出稼ぎに来ていた芸娼妓及び見番関連を読み取ることができる。すなわち1905年12月当時、朝鮮の日本人居留地にいた芸妓の数は、釜山200名、仁川258名、京城173名、元山103名、他の16ヶ所地域は5-50名程度であった。また、芸妓見番は、仁川4ヶ所、眞南浦1ヶ所が存続していた。特に元山、開城、木浦では音曲師匠があり、仁川、京城では三味線張替え業者も存在していた。さらに、大都市京城では置屋があったことも確認できる。（表2参照）。

<表1>韓国在留邦人年次別人口

	釜山	元山	仁川	京城	木浦	慎南浦	馬山	群山	城津	平壤	合計
1880	2066	235									2301
...											
1893	4760	794	2504	823							8871
1894	4396	903	3201	836							9336
1895	4953	1362	4148	1840							12303
1896	5443	1299	3904	1935							12581
...											
1903	10776	1946	6441	4979	1417	779	396	1501	168	285	28688
1904	14918	1878	9846	8207	1605	2426	747	1711	219	725	42114
1905	14846	3149	13561	11539	2333	4069	1693	2319	192	2064	55765

（許娟姫作成・『韓国警察史（外務省警察史韓国之部I）』参照）

許 韓国券番成立過程の導入期に関する研究

<表2>都市別芸娼妓・音曲師匠・見番の数

1905.12 末	芸妓	酌婦(娼妓)	音曲師匠	三味線直し	芸妓見番	置屋	全体人口
釜山	200	191					5965
大邱	8	70					736
元山	103	41	1				3149
仁川	258			3	4戸		12919
水源		3					139
京城	173	118		1		1戸	7969
龍山	5	12					1031
開城	30	48	1				511
榮登浦		8					581
チョチウォン		2					178
大田	6		2				646
木浦	18 (1戸)	37					194
慎南浦	46	39			1戸		2917
兼二浦	7	75					
龍岩浦	10	151					472
義州	7	30					168
馬山	17	10					564
グ馬山	8	22					507
群山	22	30					2319
平壤	51	49					

(許娟姫作成 - 日本外務省『韓国警察史(外務省警察史韓国之部I)』pp537-621 参照)

以上のことから、1905年時点で、芸妓、見番、芸事の教育を担当する師匠、置屋など、日本の花街で見られる仕組みが、朝鮮の日本人居留地にすでに形作られていた。

日本国内では、1890年代初頭から、九州地方を中心に密航婦が数多く朝鮮に渡りはじめ地域問題となった(『福岡日々新聞(1891.9.27)(1895.3.27)』)。当時の新聞では、「博多市下対馬の飲食店主が芸娼妓21名を引き連れ京城に押し寄せた」(『門司新聞(1904.9.30)』)、「我軍の占領地が広がるにつれ、釜山・仁川・京城で料理営業をなす邦人らは、一大遊郭を起こそうと計画し、すでにその筋は認可された。その第一回目の募集者が博多に来て、柳町から6-7名の希望者が渡韓した」(『福岡日々新聞(1904.10.5)』)など、日本の芸娼妓が朝鮮へ渡ったという事実を裏付ける数多くの記事が掲載されている。これらの動きは、上述した朝鮮の日本居留地での職業別人口の変化に符合する動きである。

そして、渡韓した芸妓の主な出身地は、長崎丸山芸妓、門司芸妓、博多芸妓、熊本二本木芸妓など、大多数が福岡かその近辺が中心になっていた(『福岡日々新聞(1904.10.11)』)。さらに、九州では、朝鮮で使っている券番と同様の文字が使われており、現在まで続いていることが新たに発見できた。これは、今後、韓国券番の成立過程をさらに深められる貴重な手がかりになることが期待できる。

## II - 2. 日本人居留地における公娼制度

芸娼妓取り締まりにおいて、明治3年（1870）から法令を取り入れた日本は、明治5年（1872）には、マリア・ルス号事件<sup>4</sup>をきっかけに、新政府から「娼妓解放令」が出された。しかし、対策不足などで娼妓がまた集まり、具体的な対策が求められた。

早くも欧州各国の警察制度を視察した日本は、明治6年（1873）＜芸娼妓貸座敷規則＞＜貸座敷渡世規則＞（東京府令第145号）を発布し、以前より細かい法令をもって取締りを始めたのである。その大要は、娼妓は免許された貸座敷以外での稼業は禁じ、一年毎に交付される免許鑑札は常に所持し、一定の税金を課すという内容であった。また、娼妓は月3度の病院検査が義務つけられたが、芸者は売春が目的ではないため、定めた場所以外でも営業が可能であり、病院検査以外は娼妓と同様であった（佐藤清一郎 1983:94-99）。このような規則は、ほぼ同様な内容で、東京を始め各県に次々と公布されていったのである。すなわち、遊郭を中心とした特権的力は、明治6年（1873）から警視庁を中心に一括した形態に変わり、役割や義務において芸妓と娼妓に明確に区分され始めたといえる。

娼妓は免許を受けた座敷より一步も外に出て稼業ができないのに対し、芸者は芸を売るのが専業であるため、客の求めにより何処の貸座敷や料亭でも自由に出入りができた。また、美しい装いをして三味線を弾き洗練された踊りや唄ができたので、明治初期から客受けがよく大繁盛するが、娼妓の人気は下降線をたどる傾向に変わっていた。

一方、1880年から朝鮮の日本人居留地にも芸娼妓の人口が増えるにつれ、芸娼妓と客との刑事トラブルなどが起きはじめていたのである。その対策として、日本政府は1881年に釜山（11月）、元山（12月）で日本人を対象とする＜貸座敷営業規則＞＜芸娼妓取締規則＞＜徽毒病院規則＞＜徽毒検査規則＞を制定するに至った。これにより、日本人居留地において、日本国内で施行している売春管理法を基準にした芸娼妓の管理制度が始まったのである。すなわち、これが朝鮮国内での日本の公娼制度の始まりであると考えられる。このような規則は、1906年から1910年にかけて各地12ヶ所に49回の規則及び改定が重ねられながら実施されていった（宋炳基 1973上：136、中：87-669、下：1-42）。

主な内容は、営業区域の指定、許可証携帯、定期的健康診断及び診断書提出、警察許可無しには営業・外出・外泊禁止、客の名簿提出など、日本国内での公娼制度の規則とほぼ共通の内容である。さらに1909年3月、清津理事序<sup>5</sup>が出した規則では、売春を本業としない芸妓の組合加入義務が新しく規定として加わり、芸妓も組合加入が義務付けられたのである。

以上のことから、アジア諸国に広まっていく芸娼妓らの拡散に伴い、近代的で有効な取り締まりは日本国内のみならず植民地候補の一つである朝鮮の地でも、その必要性が高まつたのである。日本人居留地における芸娼妓取締まり規則は、1881年（釜山・元山）上記の4種類の規則から始まり、1906年-1910年にかけて12地域に拡散・実施されることによって、日本人居留地での日本人の芸・娼妓は日本国内と同様の規則と仕組みをもって管理されたといえる。

## III. 朝鮮における日本の公娼制度の伝播

以上のように、日本公娼制度は、まず、一部の日本人居留地から実施されたが、日本人居留地が全国に広がるにつれ、日本の公娼制度も全国に伝播された。その頃の韓国妓生の状況をみると、日本の大陸進出に伴い朝鮮での政治的影響力を高めていた日本は、朝鮮の政治にも大きく影響を与えた。やがて1894年中央官制の改革が行われた結果、国家行事や国家音楽機関の規模は益々小さくなり、妓生の需要も宫廷の業務に必要な最低限まで制限された。ついに、1905年宫廷での女樂は廃止、1907年にはすべての官妓制度が廃止されるに至った。それで、宫廷から出された官妓はもちろん各地方の官妓までもが新しい仕事を求めて続々と京城に集まり、一部の官妓は民間劇場の団員として勤めることができたが、大勢の官妓が職を失った状態であった。生活や活動の基盤を失っていた妓生に、朝鮮統監部による新たな制度が法令として定められ、妓生は、日本の芸者と同様な生き方を歩むことになる。

### III - 1. 法令による統制（表3参照）

表3から、朝鮮の公娼制度は、法令においては日本の公娼制度とほぼ同様である。まず、両国がどの程度同じであったのかを知るために、各法令の規則を詳しく見ていく。

#### III - 1 - (1) 妓生団束令

統監部<sup>6</sup>は、近頃妓生及び娼妓に関する法規が無く、取り締まり上、不便な点が多いためという名目で、新しい法令制定の必要性を強調した。（警視庁警務第2課<妓生及び娼妓団束施行令制定の件（1908.9.15）>）まもなく1908年9月25日には、警視庁令第5号<妓生団束令>が公布された（警視庁警務第2課<妓生団束令の件>）。これが韓国妓生に与えられた最初の法令である。

その内容は、警視庁に申告し認可証を受けた者を妓生として認め、辞める際は返納するという許可制が導入されるようになったことがわかる（第1條）。また、警視庁認可の下で、すべての妓生は組合員として活動するようにし（第2條）、妓生の活動の範囲を警視庁の命令権の中で置くことで容易に取締りができるように定められた（第3条、第4条）。

また、これと同時に制定された<娼妓団束令（警視庁令6号）>は、「妓生と娼妓はその階級が違うため」（韓国内部警務局 1910:298）それぞれ公布したというが、「妓生」が「娼妓」に変わった以外、条件の内容は全く同様であった。

つまり、<妓生団束令（1908.9.25）>が制定された結果、すべての妓生は警視庁の範囲に抑えられ、妓生には妓生許可証と一定の組合に加入することが義務付けされることになった。

#### III - 1 - (2) 諸規則

警視庁は<妓生団束令>と共に詳細な規則を次々と決め、具体的方針を定めていった。まず、団束令の施行にあたって、10月1日妓生88名、妓夫59名、娼妓255名、娼妓夫65名を官人俱楽部に集め、「強制的営業をなくすため…従来自由に妓生及び娼妓になれたが、これからは警視庁が把握する必要がある…稼業は誰の意思によったのか判断するために認可制を実施する」という団束令実施に関する説明会を開催した。（警視庁警務第2課<統監、副統監への報告の件 1908.10.1>）

具体的な補足内容を見てみると、<妓生に関する諭告条項（1908.10.2）>では、従来官妓及び妓生は警視庁の認可を受けること、但し妓夫がいる場合は不認可とする。妓生の年齢基準は、朝鮮の結婚年齢が15才以上であるため、日本より3才低い15才以上とし、以前から妓生であった者は年齢制限が無い。また、客が便利に利用するため1時間80銭以下に花代を決めることという内容であった。

そして、<妓生及び娼妓団束令施行心得 警視庁訓令第41号（1908.10.6）>では上記の<妓生に関する諭告条項>と多く重なるが、妓生及び娼妓に関するあらゆる手続きは警視庁認可となり、警察医による健康診断書が必要項目に加えられた。特に第8條では、警察署分署は別紙様式の姓名簿に所要の事項を記入し整理することが定められた。様式としては（1）原籍及び現住所（2）生年月日（3）妓名（4）父母あるいは代わりになる親戚代理の連署に錯誤はないか（5）実夫又は仮夫はないか（6）従来妓生及び娼妓として稼業をした者か（7）前借金があればその返済の条件（8）娼妓の場合健康診断書（9）稼業届出は本人の意思なのか（10）加入する組合名、組合設立までは必要なし（11）稼業の禁停止処分の有無（12）妓生の場合、遊芸師匠の名前と住所といった事項を調査するという項目まで細かく定められていた。

さらに、<妓生及び娼妓の廢業及び住替届書に関する件（1909.3.17）>では、稼業を始めるとき、廃業するとき、引越しなどで住まいを変えるとき、妓主が変わるとときは、それぞれ速やかに警視庁へ届けを出すことと、届出様式が決められていた。

このような規則は、すでに朝鮮国内の日本人の芸者及び娼妓を対象に実施していた日本人居留地での芸娼妓取締り規則<sup>7</sup>を基盤とし制定されたことが考察された。

&lt;表3&gt; 芸娼及び妓生取り締まり規則の比較（許娟姫作成）

日本人居留地	朝 鮮
<(釜山・元山) 芸娼妓営業取締り 全8条(1881.11)>	<妓生団東令 (1908.9.25)>
第1条 芸娼妓営業をする者は、親族の連印を以つて免許鑑札を受けること。廃業も同様に警察に届け出す。	第1条 妓生稼業をする者は、父母あるいは代理の連署で、書面をもつて警察署から認可書を受けること、廃業の際は返却。
第2条 芸妓は営業費：月一円、芸娼妓兼業：月一円、芸娼妓兼業：月二円。	第2条 妓生は警察が指定する時期に組合を設立し規約を持つて認可を受けること。
第3条 妓妓(芸娼妓兼業)は貸座敷の以外で宿泊できない。	第3条 警察署は警察署は風俗を害するものに対して妓生稼業を禁止する。
第4条 妓妓が客の招きで外出しても、夜12時有限る。	第4条 認可書を受けてない場合は、10日以内の拘留または10円以内の罰金
第5条 妓妓は週1回検査。感染者は海毒病院で療養。	第5条 現在妓生稼業をする人は、30日以内に第1条の規定を行うこと。
第7条 鑑札の貸し借りはできない。第8条 規則に違反する者は、一円以内の罰金を可。	<妓生に関する論告条項 (1908.10.2)> 従来官妓及び妓生は認可を受けること、但し妓夫がいる場合は不認可。年齢規定は結婚年齢が15才であるため日本より3才低い15才以上。以前から妓生はあるものは年齢制限無し。客が便利に利用するため1時間80錢以下にすること。
<(仁川) 芸妓営業取締り規則 全8条(1892)>	<妓生及び娼妓団東令施行心得 警視庁訓令第41号(1908.10.6)>
第2条 芸妓は20人有限る。第6条 芸妓は料理店の外で寄留できない。	第1条 妓生及び娼妓稼業届けを受けるとき、必要な事項を調査し警視総監に進達すること
第7条 芸妓と宿主との間の契約条件は警察官に点検すること。	第2条 連署すべき者は第1父、第2母、第3親戚の順位
<(京城) 芸妓営業取締り規則 全6条(1895.5)>	第3条 本夫又は仮夫がいる者は認可しない、但し從来稼業をしていたに対し当分は許可するが、できるだけその關係を察止すること
第1条 芸妓は原籍、身分、氏名、年齢を記し、抱主との契約書を捺え、親戚の連署上、領使館で免許鑑札を受ける。	第4条 妓生及び娼妓は満15才に達しないと認可しない
第4条 正当な理由無しで他家に宿泊禁止、やむを得ざる際は警察に届出	第5条 警察医の健康診断書が必要
第6条 規則違反、風俗乱れの場合は當業停止	第6条 妓妓の花柳病患者は全治の後、定期又は臨時に健康診断を受けるまでは、認可証を警察署に置く
<(京城) 料理店取締り (1904.10)>	第7条 稼業の禁停止処分を要するときは警視総監に申す
第1条 第1種料理店(営業制限無し)、第2種料理店(指定区域)に分類。(本人説明：第1種料理店は從来の妓妓に当たる)	第8条 警察署分署は別紙様式の稼業簿に所要の事項を記入し整理する
第15条 第1種料理店は客の宿泊禁止	1. 妓生及び現住所 ②生年月日 ③姓名 ④父母及び代わりなる親戚の連署に錯誤のことはないか ⑤本夫又は仮夫はいなか ⑥從来妓生及び娼妓として稼業をした者か ⑦前借金があればその返済の条件 ⑧娼妓の場合健康診断書
第16条 第1種料理店は12時以降歌舞音曲禁止	⑨稼業届出は本人の意思なのか ⑩加入する組合名、組合設立までは必要なし ⑪稼業の禁停止処分の有無 ⑫妓生の場合、遊芸師匠の名前と住所
<(京城) 芸妓取締り規則 (1904.10) 全7条>	<妓生及び娼妓の営業及び住替届書に関する件 (1909.3.17)>
第1条 芸妓は族籍、氏名、年齢、芸名を詳記し、抱主との契約書をもつて領使館で免許鑑札を受ける。契約変更も同様。(第2種料理店抱え芸妓は、父母及び親戚の許可と印鑑証明書、戸籍謄本、経歴と理由、健康診断書をもつて免許を受けること)	稼業届け、廃業届け、住み替え届け、改姓主届けを警視庁に提出すること
第2条 18才未満は第2種料理店芸妓になれる。(本人説明：芸妓は18才以上)	稼業届けを本業としない芸妓の組合加入の規則追加
<清浦理事官 芸妓取り締まり規則 1909.3>	

### III - 2. 韓国券番の導入期

#### III - 2 - (1) 妓生組合導入の経緯

警視庁警務2課が作成した『妓生及び娼妓に関する書類綴』によると、組合設立命令が出た1908年には、まだ組合の設立は見当たらないが、翌年「飢饉のため漢城妓生組合所は10日間圓覺社で演奏会を行う」(『大韓毎日新報』1909.4.1)という記事で、「漢城妓生組合」が始めて世間に登場している。ところが、『書類綴』には、「漢城妓生組合」ではなく「漢城娼妓組合」として認可されていることがわかった(警視庁警務第2課<漢城娼妓組合組織状況>1909.8.20)。また、漢城娼妓組合と、警視庁認可により設立された京城遊女組合(1908.6.5)は、両者の設立者(金明元)が同一人物であり、組合の場所も同じであることから、新しい法令に沿って、妓生も娼妓も含む大規模な漢城娼妓組合が出来上がったのではないかと考えられる。

その他、地方にも大邱妓生組合(『毎日新報』1912.2.3)、平壤妓生組合(『毎日新報』1912.3.1)、仁川龍洞妓生組合(『毎日新報』1912.6.28)、開城當郡妓生組合(『毎日新報』1912.10.1)などが確認できた。これらの記事は妓生組合の演奏会を広告する内容から確認したものである。

組合員としては三牌(下級の妓生あるいは娼妓)が多くいたと思われるが、公演ができるところから考えると、妓生も多数含まれていたのではないかと予測される。そして、組合の設立に当たっての経費は一切組合員で調達することになっていたので、実際このような演奏会は組合の設立運営の資金を集めためではないかと考えられる。

「日本博覧会に送る妓生8名を選ぶために、組合所と交渉し契約を行った」(『皇城新聞』1910.4.14)という記事がある。これは、組合員としては相当の技芸を持つ妓生が存在したことを裏付けるものであると考えられる。また、妓生組合所が妓生の技芸向上のため、朝洋俱楽部<sup>8</sup>で教育を受けさせたという記事もある。

以上のことから、娼妓組合が妓生組合として世間に知られたということは疑問点として残るが、当時はまだ妓生と娼妓という用語の明確な区分ができなかった可能性が高い。制度の急変でまだ状況を読めなかつた妓生は、生計のために強制的に組合という組織に加入するしかなかつた。よって、この時期までの妓生組合は、自発的組合加入ではなく、「妓生と娼妓の名称が混じった形態」の組合であったと考えられる。

#### III - 2 - (2) 妓生組合の成立

一方、「無夫妓募集。朝鮮正樂伝習所は各地方から上京する無夫妓を募集し、音楽を教習する」(『毎日新報』1912.2.7)「朝鮮正樂伝習所分教室で無夫妓連心など40名を教授中…無夫妓は一生懸命に取組んでいる」(『毎日新報』1912.8.29)、という記事がある。朝鮮正樂伝習所は、その前身である朝洋俱楽部時期から、女楽の重要性に気づき、各地方から上京した無夫妓を集め、宮廷での女楽を教えようとしたのである。宮廷で演奏し教えた経験がある師匠の下で芸を学べる機会を与えたのである。

このような動きの中で、「妓生組合の新しい規則－茶洞と廣橋組合を組織し、規約を定め二つとも認可を得た…弊習を直し品性を高め営業の発達を図る…内地芸妓組合とほぼ同じ方法で営業することを決めた」(『毎日新報』1913.2.20)という記事があった。ここでは、朝鮮の妓生組合は内地すなわち日本芸妓組合と同様な営業方式を取ることをはっきりと示している。このために、一年前から着々と準備してきたということが他の記事でも確認できた。

妓生がますます集まるようになった朝鮮正樂伝習所は、教育所の機能のみならず会合所になって、彼女らの意思でいよいよ無夫妓<sup>9</sup>だけの茶洞妓生組合を立ち上げるに至った。また、無夫妓の競争相手になっていた有夫妓は官妓を中心とした廣橋妓生組合を設立した。この二つの妓生組合は、娼妓と区分された最初の妓生組合であり、なお日本の芸妓組合と同様な形態をとっていたといえる。

これをきっかけに、地方では、「大邱妓生組合」(『毎日新報』1913.2.23)、「晋州」(『毎日新報』1913.2.6)、「公州」(『毎日新報』1913.8.17)、「義州」(『毎日新報』1913.9.27)、「開城」(『毎日新報』1913.10.5)、「トンヨン」(『毎日新報』1915.1.30)、「全州」(『毎日新報』1915.9.8)などが確認できる。記事の主な内容は、茶洞、廣橋組合が設立した内容に沿い、同一の規約で新しい妓生組合を作ることと甲種妓生あるいは芸妓<sup>10</sup>だけの設立を強調する内容であった。

以上のことから、大幅な妓生制度の改定で、妓生と娼妓の区分が曖昧であった漢城娼妓組合が結成されてから5年後、妓生は自らの意思で組合設立し、自分の格と地位を取り戻そうと努力した。最初に1913年茶洞妓生組合

と廣橋妓生組合が設立され、地方妓生組合（7箇所以上）の見本となった。さらに、妓生組合のあり方は日本の芸妓組合と同様であったことが考察された。

#### IV. 韓国券番導入期における日本の公娼制度との関係

- ①日清戦争（1894-1895）・日露戦争（1904-1905）の時期に、日本の芸娼妓は数多く朝鮮に渡ってきた。その結果、1905年時点で、日本の花街と同様に、芸妓、見番、芸事の教育を担当する師匠、置屋などが現れており、朝鮮の日本人居留地にすでに日本の公娼制度が移入されていた。日本人居留地では、1881年（釜山・元山）4種類の芸娼妓取り締まり規則が始まり、1906年-1910年にかけて12地域において実施されることになった。したがって、朝鮮の日本人居留地における日本の芸・娼妓は日本国内と同様の規則と仕組みをもっていたといえる。
- ②統監部が設置された1905年から本格的に日本の政治的影響を受け始めた朝鮮は、<妓生団束令（1908.9.25）>と補則の<妓生に関する諭告条項（1908.10.2）><妓生及び娼妓団束令施行心得 警視庁訓令第41号（1908.10.6）>をもって、朝鮮の花柳界を新たに整備し始めた。この規則から、すべての妓生は警視庁の監視下に置かれ、妓生には妓生許可証と一定の組合に加入することが義務付けられることになった。これは、すでに朝鮮国内すなわち日本人居留地の芸者及び娼妓を対象に実施していた公娼制度を基盤として制定されたことが考察された。
- ③組合加入の義務により、朝鮮では、「漢城娼妓組合」を始め、各地に券番の全身といえる妓生組合が設立されていったが、この時期までの妓生組合は、自発的組合加入ではなく、妓生と娼妓とが混合した形態での組合であったと考えられる。やがて1913年、自らの意思で娼妓と区分された初の妓生組合「茶洞妓生組合」と「廣橋妓生組合」が設立され、地方妓生組合（7箇所以上）の見本となった。なお、妓生組合のあり方は日本の芸妓組合と同様であった。

#### V. 今後の課題

これまで、韓国券番の導入期を中心に考察を導き出した。券番の前身である妓生組合は、警務総監部令第3号<芸妓酌婦置屋営業取締規則>をきっかけに、1916年、廣橋妓生組合が始めて券番へ変わる動きを見せた。翌1917年は、茶洞組合の南部出身の妓生が独立してできた漢南券番の正式な認可で、組合から券番へと名称が変わりはじめ、京城内は1918年、地方は1925年を前後にして、券番として定着したのである。当時京城には漢南券番、大正券番、漢城券番、京和券番、鐘路券番の5ヶ所の券番があり、地方の場合は少なくとも35ヶ所以上が存在したと推測される（許2003）。

今回の研究において、特に、九州地域は、現在も朝鮮で使っていた「券番」と同様の文字を使っていることが新たに発見できた。これは、朝鮮における日本検番の伝播を明らかにする貴重な手がかりになると考えられ、韓国券番の成立過程に関する研究をより一層深めることができる。今後、さらに研究を継続していきたい。

#### 謝 辞

本論文を作成するに当たり、お茶の水女子大学教授の片岡康子先生のご指導を賜りました。深く感謝申し上げます。

#### 注

1 1908年は、朝鮮で初めて妓生取締りの法令が出されたが、実際、券番が設立されたのは1916年からである。よって、券番が登場する以前すなわち妓生組合時期までを導入期と仮定した。

2 ①金千興（1909～）：重要無形文化財《處容舞》人間国宝－2001.7.31面接調査

②李梅坊（1927～）：重要無形文化財《僧舞》人間国宝－2002.11.4面接調査

## 許 韓国券番成立過程の導入期に関する研究

- ③権名花（1934～）：地方無形文化財《サルブリチュム》保有者－2001.4.15面接調査
  - ④崔喜善（1931～）：伝統舞踊家－2001.4.13面接調査
  - ⑤康男技（1942～）：伝統舞踊家－2002.8.13面接調査
- 3 <日朝修好條規（1876.2.27）>が結ばれることで、朝鮮は初めて門戸を開放した。條規の主な内容は、釜山港以外にも2ヶ所を開港すること、日本国民の往来及び貿易通商ができること、日本の商人を管理する官員を置けること、治外法権、海洋測量権などである。これにより、釜山を始め、元山（1879）仁川（1882）が次々と開港された。さらに<修好條規附録>と<通商章程>により、無関税貿易が決定され日本人の朝鮮進出が容易になった（李光麟 1997:82）。
- 4 明治5年（1872）6月に、南米ペレグリニア号が船の修理のため横浜に入港した。その際、清で買った奴隸231人中一人が逃げ出し、英國軍艦に助けを求め、英國領事館に渡された。この事件に神奈川県居留地取り締まり長も関連していたが、ペレ側は「日本では現に芸娼妓らの名目で人身売買を許していながら外国の奴隸問題に関わる立場ではない」と抗議が出された。日本政府はこの問題をきっかけに明治5年に「娼妓解放令」を布告したのである。（佐藤清一郎 1983:91）
- 5 理事庁とは、朝鮮総督府（1910-1945）の以前、朝鮮統監府（1905-1910）が朝鮮統治に関ったとき、日本人居留地での官庁の名称である。
- 6 1905年から設置された統監府は、朝鮮が植民地になる1910年に朝鮮総督府に変わる。妓生や娼妓に関しては、警視庁の警務2課が担当していて、その記録文書が『妓生及娼妓に関する書類綴』で、1908-1909年間の文書を集めたものである。
- 7 『妓生及娼妓に関する書類綴』には、日本で1900年公布された<娼妓取締規則>が挿入されており、妓生関係の法令制定の参考資料として提供されたことがわかる。
- 8 朝鮮俱楽部（1910）とは、掌樂院（國家音楽機関）の人員減縮で居場所がなくなった音楽人が、民間で立てた音楽教習所である。後に朝鮮正樂伝習所（1911）に変わった。
- 9 朝鮮末期から宮廷の官妓は夫を持つことが許された。新しい法令「妓生団束札」の後から新たに妓生になるものは夫を持つことが許されなかつたため、元官妓以外の妓生は夫がない。その両者の区別として‘有夫妓’と‘無夫妓’に名づけられた。
- 10 朝鮮でいう‘芸妓’とは、‘優れた技芸を持つ妓生’という意味で、娼妓や芸が優れてない妓生に大別するためによく用いられる用語である。つまり、‘日本の芸妓’に相当するのが‘妓生’であり、さらにその質を評価するとき‘芸妓’という言葉を用いる。

## 引用文献

- ・明田鉄男（2000）『日本花柳史』雄山閣出版株式会社、東京、pp1-601
- ・朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報（1916-1920）』日本国会図書館、東京
- ・朝鮮銀行（1940）『朝鮮銀行組合要録』東亜時報社、京城
- ・『大韓毎日新報』（1907.12.14）、（1909.4.1）
- ・『福岡日々新聞』（1891.9.27）（1895.3.27）（1904.10.5）（1904.10.11）
- ・李光麟（1997）『韓国史（v）近代編』、一湖閣、ソウル、pp1-552
- ・韓国内部警察局（1910）『韓國警察一班』、京城、pp271-298
- ・許娟姫（2003）『韓國券番の成立過程（1908-1945）とその妓生養成制度にみる舞踊教育』お茶の水女子大学修士論文、東京
- ・『毎日新報』（1912.2.3）（1913.2.6）（1912.2.7）（1912.3.1）（1912.10.1）（1912.6.28）（1912.8.29）（1913.2.20）（1913.2.23）（1913.8.17）（1913.9.27）（1913.10.5）（1915.1.30）（1915.9.8）
- ・永井良和（2002）『風俗営業取締り』講談社、東京、pp20-49
- ・日本外務省（1989）『韓国警察史（外務省警察史韓国之部）1-5』高麗書林、ソウル
- ・魯棟銀（2001）『魯棟銀の二つの音楽ボックス』韓国学術情報、京機道高陽市、pp11-504
- ・『門司新聞』（1904.9.30）
- ・佐藤清一郎（1983）『秋田遊里史』無明舎出版、秋田、pp12-276
- ・宋炳基（1973）『統監府法令資料集（上）』韓国国会図書館、ソウル、p136  
　　『統監府法令資料集（中）』韓国国会図書館、ソウル、pp87-669  
　　『統監府法令資料集（下）』韓国国会図書館、ソウル、pp1-42
- ・宋連玉（1997）『日帝植民地化と公娼制導入』ソウル大学修士論文、ソウル、pp1-65
- ・孫禎睦（1988）『日帝下の壳春業・公娼と私娼』『都市行政研究』ソウル私立大学都市行政研究室、ソウル、pp285-360
- ・鈴木裕子（1994）『フェミニズムと朝鮮』明石書店、東京、pp13-267
- ・統監府警務第二課（1908）『妓生及娼妓に関する書類綴』、総務処政府記録保存所、ソウル  
　　<妓生団束令（警視庁令第5号）の件（1908.9.25）>  
　　<娼妓団束令（警視庁令第6号）の件（1908.9.25）>

<統監、副統監への報告の件 (1908.10.1) >

<妓生に関する諭告条項の件 (1908.10.2) >

<妓生及び娼妓団束令施行心得（警視庁訓令第41号）の件 (1908.10.6) >

<妓生及び娼妓の廢業及び住替届書に関する件 (1909.3.17) >

<漢城娼妓組合組織状況 (1909.8.20) >

<妓生及び娼妓団束施行令制定の件 (1908.9.15) >

・山下英愛 (1992) 『韓国近代公娼制度実施に関する研究』梨花女子大学修士論文、ソウル、pp1-74

・柳敏栄 (2000) 『韓国近代演劇史』、Dankook 大学出版部、ソウル、pp3-935

・『皇城新聞』(1910.4.14)

(2005年12月1日受理)